

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年4月9日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000379号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100004号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成14年9月1日から平成18年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成14年9月から平成16年12月までの標準報酬月額については38万円、平成17年1月から平成18年1月までの標準報酬月額については36万円とする。

平成14年9月から平成18年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成14年9月から平成18年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成14年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を上記1の訂正後の38万円から41万円に訂正することが必要である。

平成14年9月の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額38万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年9月1日から平成18年2月1日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の給与額は退職までほとんど変わらなかったのに、平成14年9月から平成18年1月までの標準報酬月額がそれまでの38万円から30万円に下がっており、厚生年金保険料の納付額も給料明細書に記載されている厚生年金保険料額より低い金額となっている。保管している給料明細書、源泉徴収簿及び確定申告書を提出するので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成14年9月から平成16年12月までの期間について、請求者から提出された給料明細書（平成13年1月分から平成14年12月分までの給料明細書及び平成15年1月分から平成16年12月分まで（平成16年3月分を除く）の給料支払明細書をいう。以下同じ）に記載された給与額及び厚生年金保険料の控除額並びに平成13年分から平成16年分までの所得税の確定申告書の控えに記載された年間の収入金額及び社会保険料控除額により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び請求者の請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（30万円）を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成14年9月から平成16年12月までの標準報酬月額については、給料明細書及び平成13年分から平成16年分までの所得税の確定申告書の控えにより確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、38万円とすることが必要である。

2 請求期間のうち、平成17年1月から平成18年1月までの期間について、請求者から提出された平成17年分及び平成18年分の給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿の「総支給金額」、当該源泉徴収簿の「社会保険料等の控除額」から推認される厚生年金保険料の控除額並びに平成17年分及び平成18年分の所得税の確定申告書の控えに記載された年間の収入金額及び社会保険料控除額により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（30万円）を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成17年1月から平成18年1月までの標準報酬月額については、平成17年分及び平成18年分の給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿並びに平成17年分及び平成18年分の所得税の確定申告書の控えにより確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、36万円とすることが必要である。

3 事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、請求者の請求内容どおりの届出を行ったか否かは会社を廃業しており資料もなく不明と回答しているが、請求期間について、上記給料明細書等の資料において確認又は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給料明細書等の資料で確認又

は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間のうち、平成14年9月1日から同年10月1日までの期間について、給料明細書により、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は41万円であり、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（38万円）より高額であることが確認できる。

したがって、平成14年9月の標準報酬月額については、給料明細書により確認できる本来の報酬月額から、41万円に訂正することが必要である。

なお、給料明細書によると、請求者は、上記訂正後の標準報酬月額（41万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、上記訂正後の標準報酬月額（41万円）は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。